

目 次

1. 会長挨拶	会 長 松浦 正展	1
2. 宮崎地方法務局長あいさつ	宮崎地方法務局長 北川 益雄	2
3. 公嘱協会理事長あいさつ	土地家屋調査士協会理事長 土屋 洋二	3
4. 筆界特定制度の1年を振り返って	宮崎地方法務局 筆界特定登記官 杉本 孝敏	4
5. 制度財政検討委員会報告書	委 員 長 河野 俊治	6
6. 14条地図作製作業状況について	公嘱協会 宮崎支部 圖師健一郎	14
7. 情報交換会の報告	宮崎支部 竹嶋 弘康	15
8. 九州ブロック青年調査士会議（仮称）に参加して	宮崎支部 田村 さち	16
9. 年男に聞く	宮崎支部 定 和孝	17
	都城支部 茶木 久敏	17
	宮崎支部 吉田 昌叙	18
	延岡支部 常盤 泰司	18
10. 新入会員紹介	都城支部 定益 通正	19
	延岡支部 小田 真丈	19
	都城支部 谷本 伴彰	20
11. 「は か る」		21
12. スタッフ紹介	日南支部 落丸正博事務所 落丸 節子	22
13. トラバース会報告	財務部 富田 美利	22
14. 会務報告		24
15. 編集後記		26



新年あいさつ

宮崎県土地家屋調査士会
会長 松浦 正展

地球温暖化を実感する気候である。亥年は天変地異の年とも言われ、東北地方では子供が無造作に書いたような天気図の低気圧が急激に発生し被害をもたらし、2月中旬に春一番が吹いた。

明るいニュースとして既存政党のしがらみを訴えた東国原英夫知事が圧倒的な強さで誕生した。新人を試すかのように立て続けに鳥インフルエンザが発生しましたが、宮崎県のトップセールスマンを目指す知事の行動により「宮崎地鶏は、安心安全でうまい」のフレーズで風評被害は最小限に抑えられている。宮崎県は前知事の汚職問題をかき消し、新知事の話で今や全国区で知られるようになった。発生を通報した養鶏業者を擁護し、指名競争入札を廃止して一般競争入札に切り替える方針では零細土木業者に配慮する発言をされている。実行はこれからだが応援したくなります。

土地家屋調査士の専門性が認められ、法定筆界を見いだす筆界特定制度を支える筆界調査委員、所有権界を調停する裁判外紛争解決制度(ADR)で、代理人となれる認定土地家屋調査士が誕生した。せっかくの権利を行使しないと不要のものとして取り上げられます。認定土地家屋調査士の活躍の場は、相談センターであるが宮崎県会は未だ設置できていません。箱物で動きがとれていませんが、手続実施者つまり調停員の養成が急務と考えています。日常業務では、隣接地所有者と立会し、お互いの意見を聞きながら筆界の合意を得ているので、業務の延長として誰でも調停員が出来そうです。揉めている人が対象ですから、双方の話を聴いて、感情を和らげながら、双方が納得いく所有権界を見いだしていかなければなりませんので、聴き方の訓練が必要です。現在、相談センター設立検討委員会で模索している状態です。

平成19年4月1日から実施される調査報告書は、オンライン申請が「主」になったことから、不動産登記法規則第93条に土地家屋調査士作成

のものであれば実地調査を省略できると明文化され、様式が定められたものです。土地家屋調査士として、どの様な調査をして、どの様にして筆界を決め、どの様な測量をしたかを記録しなければなりません。ボリュームがあり煩雑に思えますが、宮崎県会ホームページからダウンロードできる「不動産調査報告書入力システム」を利用すると容易にできます。法務局の地図管理システムはXML形式に統一されますので我々が作成する地積測量図はXMLしなければなりません。法務局のシステムに互換性がないため、利用できない状態です。日本土地各調査士会連合会は、平成19年6月を目途に会員が持っている各社のソフトに互換性を持たせたソフトを開発をしています。近い将来には、図面は不要となり、XML座標と結線情報だけをオンラインで申請することになります。調査報告書に筆界座標を記載することになっていましたが、XMLの互換性がない現在では、不必要ではないかとの批判があり、地積測量図を添付しなければならない現在においてはアナログの座標記載は不要になりました。

街区基準点は民活と各省連携による市街地の国土調査を進めることを目的に設置されたものです。今後の予定はこの街区基準点を使って街区を測量し、街区の中身は、市町村が「国土調査素図」として公図をはめ込み、平成地図として法務局に送り込むことになっています。法務局に二級、三級の街区基準点座標が備えられていますのでこれを使用しないと却下事由になります。日常業務として土地の移動処理を行っている我々の地積測量図はこの基準点を使うことにより街区の中が確定していき、国土調査が始まった時、同じ基準点を使うことによりデータが一致し、復元も楽に行われ、無用の混乱を避けることが出来ます。復元によって多少ずれても現地に境界標があればそれが「正」となります。境界標を設置し現地を安定させることが大事です。



新年のごあいさつ

宮崎地方法務局
局長 北川 益雄

新年明けましておめでとうございます。

宮崎県土地家屋調査士会会員の皆様には、お元気で新年をお迎えになられたものと心からお慶びを申し上げます。

また、皆様には、法務行政、とりわけ不動産の表示に関する登記制度の適正かつ円滑な運営について多大な御支援、御協力をいただいておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、想定外の竜巻による局地的被害が発生したものの、一昨年のような未曾有の災害をもたらした台風の襲来もなく平穏に過ぎるのかと思いきや、福島、和歌山に続き、ここ宮崎でも一昨年の台風の後遺症ともいべき災害復旧工事に絡んだ官製談合事件で全国の注目を浴びつつ幕を閉じた年でもありました。新年早々に実施されることとなりました出直し選挙に要する労力と費用とを考えると、財政の健全化が叫ばれる中、血税で賄われるその余分な経費は福祉あるいは然るべき災害復旧に充てられるべきものではなかったのかというのが県民の偽らざる感情ではないかと考えるところであります。

ところで、昨年1月20日から、不動産登記法等の一部改正法が施行され、筆界特定制度の運用が開始されました。筆界特定を求める申請は、全国的に予想をはるかに上回る出件があり、社会的な期待の強さをうかがうことができるものであります。当局におきましても、相当数の申請がなされており、土地家屋調査士の皆様には、筆界調査委員として、その事件処理に大変御尽力いただいているところであります。

また、この改正により、民間紛争解決手続の代理に関する規定も整備され、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事紛争に係る民間紛争解決手続であって法務大臣が指定した団体が行うものについて、弁護士と共同受任を条件に代理ができることとされました。当局管内におきましても、20名を超える土地家屋調査士の方々が認定されており、民間紛争解決手続の代理業務においても、その専門的職能を十分に発揮され、国民生活の安定及び利便性の向上に大きく寄与されることを期待しております。

次に、当局管内における登記のオンライン申

請につきましては、昨年までに、本局登記部門、都城支局及び延岡支局に導入され、導入庁は、今後も順次拡大される予定であります。平成18年1月に内閣府のIT戦略本部が決定した「IT新改革戦略」では、「オンライン利用促進対象手続について、(中略)2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成する。」とされており、土地家屋調査士の皆様におかれましても、同制度の利用促進につきまして、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、地図のコンピュータ化についてですが、地図情報システムは、地図情報を電子化し、将来的にはインターネットを利用した地図情報の提供方法等を構築することにより、新しい行政サービスを可能とするものであり、当局におきましても、昨年11月本局登記部門に導入され、本年3月には小林出張所に導入される予定であり、平成22年度までに全国の登記所に導入される予定であります。

また、地図整備につきましては、平成15年6月、内閣の都市再生本部から示された「民活と各省連携による地籍整備の推進」(いわゆる平成地籍整備)の方針に基づき、都市部の地図混乱地域について、地図作成を重点的かつ集中的に実施すべきとされており、この方針に基づき、当局におきましても、宮崎市阿波岐原地区の0.2平方キロメートルについて、法14条地図作成作業を実施しております。この作成作業につきましては、表示に関する登記の専門家である土地家屋調査士の皆様の協力は欠くことのできないものであると考えておりますので、今後とも御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

このように、不動産の表示に関する登記については、数多くの課題を抱えておりますが、私どもといたしましても、法務局が将来にわたって国民の皆様から期待され、信頼される組織であり続けるよう努力していく所存でありますので、皆様におかれましては、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、宮崎県土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げます、新年のごあいさつといたします。



新年の挨拶

土地家屋調査士協会
理事長 土屋 洋二

昨年末から宮崎県は官製談合事件、出直し知事選による新知事の誕生、そして鳥インフルエンザの発生と国民の注目する出来事が続きました。特に鳥インフルエンザの発生は本件の基幹産業である第一次産業全体の振興・経済に影響が多大であり、明確な原因は不明ですが、収束に向かい安堵しているところです。

平成18年度本協会の大事業として宮崎地方法務局計画による不動産登記法第14条第1項に規定する地図作成作業を受託し、宮崎支所内の積極的に参加された18名の社員により5月より現地説明会、猛暑の中の現況測量、法務局職員の方々との境界立会、等々の各作業規定に基づいた工程を終了し、2月21日より縦覧期間に至ったところであります。ここまで懸命な努力で地図作成作業の推進に携わってこられた社員の方々には敬意を表すところであります。

公益法人制度改革関連三法案が平成18年6月2日付にて公布されました。平成20年の施行が想定され、施行日をもって民法34条は削除され、現行の社団法人は「特例民法法人」として「一般社団・財団法人法」の適用を受けることになります。

本協会も公益認定を受けて「公益社団法人」に移行するか「一般社団法人」に移行するか選択することとなります。公益法人改革に伴う移行は平成25年迄であり、その間は「特例民法法人」として活動できることから、あらゆる角度から検討し円滑な移行を進めなければなりません。

政府の「公共調達の適正化に基づく全ての契約方針を見直す」との方針により、国の発注業務に一般競争入札の積極的導入が推進され、随

意契約が困難になってくるなど公嘱協会の抱える問題はいずれも継続中であります。

全公連におきましては、今後の適正価格での受託に向けて、総合評価方式検討委員会において法務省調達業務に向けた対策の検討と国交省をはじめとする他の官公庁への企画競争の提案を中心に検討しております。また、「全調政連」「全公連顧問議員団」「真に必要な公共事業を考える会」に対して、業務の特殊性、専門性に鑑み、業務に係る法整備と価格のみによる競争ではなく適性評価方式制度の導入が図られるよう要望しているところであります。

協会の目的は「官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適性かつ迅速な実施に寄与することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続きの円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与すること」と定めており、協会社員はあくまでも各官公署による嘱託登記業務に専門的知識を活かし、業務を受託し協力していく法律専門職であります。しかしながら、私たち土地家屋調査士は、今日まで業務内容と業務範囲が行政・民間共に正しく理解されておらず、未だに浸透していない現状があります。

本年も用地初任者研修会、登記事務促進協議会等あらゆる機会を設け、発注官公署に本協会の業務内容、業務範囲をご理解頂き、強い信頼関係を築けるよう努力してまいります。運営につきまして、土地家屋調査士会、社員の皆様方のさらなるご支援とご協力をお願い致します。

筆界特定制度の1年を振り返って



筆界特定登記官 杉本 孝敏

早いもので筆界特定制度がスタート（平18.1.20）して1年が過ぎました。この間、宮崎局では19件28手続の申請があり、4件9手続が終了しています。年度末までには更に5～8件を特定できるよう鋭意詰め協議・打合せを行っているところです。

誌友の皆様には、昨年8月第90号で「筆界特定制度の現状と展望」と題してお目にかかっておりますが、今回、特定制度の1年を振り返っての寄稿依頼を受けましたので、1年を経験する中で、筆界特定制度の処理状況、意見交換の契機となるような問題点等の情報提供をしたいと思います。

1年を経過して、特定事務の処理の面からみるときどうであったか、標準処理期間内にすべて処理できたかといえれば必ずしもそうではありません。事実上の初年度ということもあって、宮崎局のみならず全国的にみても予想以上の申請がなされたこともあり、目標を達成できていない傾向にあります。

しかし、年度の後半に入ってから、意見聴取の期日を受付後の早い時期に設定するなど、手順を工夫する中で、スムーズな事務処理のノウハウが蓄積されつつあり、今後は、来年度に向けてより迅速処理の流れを作りたいと考えています。特定処理の内容としては、概して複雑な事件が多かったこと、主要な資料があり一見簡単そうに思える事件でも、現況調査・意見聴取の期日を経て、例えば資料の判断に苦慮するような現況の変化があったりと、どの事件もそれなりの問題点を抱えていて、方向性を出すまでに全く悩みのない事件は1件もありませんでした。これらの個別な案件の詳細は掲載できま

せんが、問題となった点、感想等をケースごとに紹介して、筆界特定制度の参考の一端になれば幸いです。

その1 筆界のジレンマ

筆界の特定は、境界確定訴訟と同様に「公法上の境界」を探し出すことが目的ですが、時には現行の地図を否定しなければならない場合があります。「公法上の境界」探索とは別次元で、①筆界特定は地図を現地に復元することであり、地図が間違っていれば前提として地図訂正が必要である。②登記官は、地図によって登記事務を行っており、地図の否定（特定する場所が相違する等）は、特定における却下の対象となる。③特定によって、地図行政に混乱をきたすことがあってはならない等の意見もあり、各事件の処理に当たっては、それぞれの確固たる筆界の処理方針を立て進めています。

筆界特定後、境界確定訴訟に移行した場合でも分析結果が覆されることのない特定を目指しています。

その2 筆界特定のニーズと期待

申請に至るまでの相談段階で分かることは、相談者の悩みは深刻であると同時に、筆界特定に対する期待・ニーズは非常に高いものがあります。

その期待を裏切ることなく進めるためには、当初の説明で、処理期間、手数料と手続費用の違い、特に手続費用の概算額の提示、手続の進行手順及び特定の法的効果といったものを誤解のないように説明することが肝要で、特に注意を払っています。

永年の悩みが、裁判による決着でなく、他の手続で解決できるという思いは当事者にとって大きく、想像以上の期待感がうかがえます。

その3 対立構造

筆界特定は当事者対立構造を採用せず、筆界調査委員が職権で調査をし、筆界特定登記官が筆界を特定する制度となっていますが、当事者間の争いはシビアで、時には警察への通報、暴力沙汰になっている事例もあります。

総じて、境界の争いは境界が不明であるこのことよりも、感情的なもつれが発端であることのほうが多いようです。争いの沈静化を図るためにも早期の特定が必要となります。

まだ、幸いなことに警察の協力を要請するような事案はありませんが、そのような事案に遭遇した場合は、ネットワークを活かして他局に照会し、事例及び特定の手順を参考にしたいと考えています。宮崎では無いことを祈っています。

その4 事実はどこに

意見聴取の場面で、親からの伝聞でなく申請人が記憶している当時の状況等を聞き、「いかにも」と思える当時の状況が、相手方の記憶では全く正反対という場面に少なからず遭遇します。どちらも嘘をついてる様子もなく、土地の高低差も正反対では、当時遊んでいた断片的な記憶が、主張の場面では、当事者には生き生きと真実となって甦っていることに驚かせられます。

意見聴取期日は、申請人及び関係人に対する手続保証ですが、主張の内容及び当時の状況等を聞き、土地の全体像を掴むうえでは大変有意義な手続です。

その5 占有状況、地形・地勢

山林の場合、経験者にとってはしごく当然なのかもしれませんが、似通った相林や樹齢を示されて、「違いがはっきりしているでしょう。」といわれても???。筆界に直接には結びつきませんが、当事者の占有状況は、民法186条1項で占有によって所有権が推定されますから、状況を把握する必要があります。山林は双方の占有状況がはっきりとしておらず、自然地形・林相等経験することによって勉強になり、今後更に経験を積みたいと思います。

できることなら、山林の筆界特定は…。字図と空中写真がおおよそでも重なればいいのですが、難しい場合が多いようです。

改めて、国土調査で山林を特定しているのはすごいと思います。どうやって、特定及び測量を実施しているのか今度見聞しなければ。

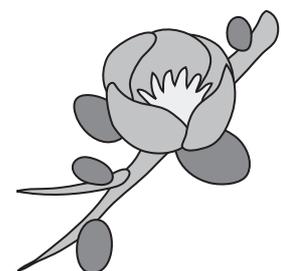
その6 概況測量

必要によって、筆界調査委員と協議しながら法務局サイドで概況測量を行っています。トータルステーション、電子平板等機器の扱いの機会が増え、測量の苦労を共有しながらレベルアップしています。

その7 分析・論点整理

筆界特定の分析、最終段階での論点整理では、何より筆界調査委員独自の、かつ豊富な分析資料を目にし、本当に頭の下がる思いで協議に望んでいます。1年経過の中で、筆界調査委員の御努力、御尽力に対しまして紙面をお借りし厚く御礼申し上げます。

法務局の筆界特定スタッフも、調査委員の先生方に負けないよう2年目を目指します。



県会は本年度、制度財政検討委員会を設置して4回にわたり検討して頂きました。内容は支部のあり方から支部再編、比例会費など多岐にわたり今後の会運営について重要な提言となっています。その報告書の全文を掲載します。

報 告 書

平成19年1月26日

宮崎県土地家屋調査士会

会長 松浦 正展 殿

(平成18年度)制度・財政検討委員会

委員長 河野 俊 治

副委員長 村上 美智太郎

委 員 蓑原 照光・川口 和美・

竹下 盈紘・竹嶋 弘康・稲葉 博

我々7名の委員は、平成18年7月7日(第1回)、平成18年9月29日(第2回)、平成18年11月10日(第3回)、平成19年1月26日(第4回)の都合4回にわたり、宮崎県土地家屋調査士会の制度と財政が現在抱える喫緊の課題について、多面的に検討を加えて来た。

今日、我々の組織も他の例に漏れず、厳しい経済環境の中、仕事量の減少、会員数の減少、登記制度の改革、業務の厳格化、社会的責務の増大等困難な幾多の問題を抱えているのは周知の事実である。

そのような中で、宮崎県土地家屋調査士会が今後も健全な組織として存続出来るためには、今何が必要であるのかということをテーマに論議を深めてきた訳であるが、幾多の複雑に絡み合った要素を一刀両断に解決できる解決策は見いだすことができず、可能なことから着実に改善していく以外にないという結論に至った。

支部再編の問題、役員の数と報酬の問題、県会と支部の役割分担の問題、県会会費と交付金の問題、比例会費の問題、県会ホームページ活用の問題等個別の問題について、各委員には可能な限り支部の各会員の意見も吸い上げた上で意見を聞いた。又、第3回会議には、支部長の参加も求め、支部長としての現場の意見も提出してもらった。

今回は、各委員の意見を出来る限り広く取り上げ、同趣旨の意見毎に集計して別表のような結果を得たので、参考にしていただきたいと考える。

この中で多数の意見が一致した問題は、とりもなおさず県会会員の大多数の考えの最大公約数であると思われるので、執行部に置かれては

今後可及的速やかにその実現に向けて取り組まれることを切に希望するものである。

【報 告 書】

*発言者名は削除しました。(広報部)

1. 支部の再編について

(A)

支部の設置基準は、基本的に法務局の支局出張所の配置と連動している方が、業務上利便性があり、会員相互の連帯や協力も日常的に行えるので、支部運営にも適している。従って、小規模支部が自ら合併を望まない以上各支部の配置は現行どおりで良く、今後支局出張所の統廃合が実施された時に支部再編成問題を議論し、解決した方がよいと思う。

但し、会員数の多寡により支部運営が困難な場合には変更もやむを得ない。特に宮崎支部は約90名の会員数を擁しており、充実した研修等には支障があると思われるので、3~4班(名称は別に考慮する)に編成変えた方が良いと思う。但し、当然ながら班編成を効率的に行い、県会交付金の抑制につながる形にする。

(B)

1、当支部としては現状のままで良いと言う意見です。今後法務局の統廃合が進めば県全体でメールを活用して支部廃止してもよいのではないのでしょうか。その時は、グループ分けみたいな編成が必要になってくると思います。

2、会員の多い支部は、支部内で班を作るとか、グループ編成をすとかで対応してみてもどうか。

(C)

現在の支部は、法務局の支局、出張所ごとに配置され、それぞれ密接な関係を保ちながら、会員の指導及び連絡に当たっており、このあり方を変える必要は無いと思います。法務局の再編が今以上に進んだ時、検討を加えれば良いのでは、ただし、宮崎支部については3地区程度に地区分けし、活動もそれぞれでおこなうこととするなど何らかの対応が必要である。

(D)

第1次の登記所の統廃合が行われ将来的には出張所がなくなる方向にあるかと思われる。当支部も最近1名減になり、又今後新規開業者も多く増える見込みも少ない中で、さらに統廃合されたなら距離的に40分かかる支局までの経費あるいは時間的な負担により退会者が出る可能性もあるし、又オンライン申請に対応できない会員もでてきて会員の減少につながるかと思われる、そうなった場合に支部として機能的に支障

が出る場合には考慮せざるを得ないと思うが現時点では現在のままで良いと思う。

(E)

現在の形で良いのではないかと思います。但し、宮崎支部に関しては幾つかのグループ分けを行っても良いのではないかと考えたりもします。グループ分けに関しては、各グループが単独で活動するのではなく、各グループが順繰りに研修会や懇親会を企画するものであり、これにより各会員との結束が密になることが期待できる。またグループ別で大きく情報の偏りが発生することは無くなるのではないかと思います。*班分の方法が非常に難しいと思います。宮崎支部研修会の中で志しを同じにするもの同士でグループ分けをと言う発言もありましたが、確かにそのグループごとに個性が発揮されてよい形が生まれるかもしれませんが、一部の会員の切り捨てとなる様であれば調査士会の本分とズレがあるように思います。よって分ける手法は機械的(年齢順・あいうえお順等)に決定するのが良いのかもしれませんが。

*県会にしかり、宮崎支部に関しても役員顔ぶれは変わらず、全てが押しつけではないにしろ閉塞感を感じます。支部総会の場においても一定の会員の意見しか出てきません。これは役員責任でもあります。会員全員の責任でもあると思います。もし少数のグループ分けが出来れば少なくとも今より多くの意見が吸い上げられると思います。また、役員人事にも変化が起きるのではないかと思います。

(F)

現時点では、登記所の数に合わせて支部編成の方が良いと思うが、もしどうしてもということであれば、合併に反対ではない。

近い将来、法務局の統廃合の方向を見ながら、改めて編成すればよいのではとも思っている。

(G)

政府のオンライン申請の計画と登記所の統廃合の現状から考え、近い将来に3支局、次いで本局のみになることが予測される。昨今の交通手段や通信手段の発達を考えれば、本会においても各支局ごとに1支部とすること、また全支部を一つに統合することを視野に入れるべき時期である。ただし、地域における会員同士の情報伝達(コミュニケーション)の最小単位として現在の支部程度の地域区分は必要であると思われる。現時点で、支部の統廃合を前提とするのではなく、支部の業務と支部交付金等についての検証を行い、その合理化と効率化を図ることが先決であると考え。なお、現在の地域

区分の名称を「支部」から「地区」に名称変更することも、次へのステップのひとつの手段であるかも知れない。また、宮崎支部については単位の細分化を考えると同時に、むしろ県会本部とすること(直轄とすること)によって、総員参加方式の可能性についても含めて検討すべきではないかと考える。

(H)

当支部単体で見れば現状のままで良いと思うが、宮崎支部については大所帯で大変だろうと思う。せめて3分割位すれば宮崎支部の活性化につながると思う。ひいては県会の活性化につながるのではないかと。

(J)

基本的に法務局の支局・出張所がある場所に支部があるのが望ましいので、現状でいいのではないかと。ただし、宮崎支部については日南支部を含み支部の分割を検討したらどうか。G委員の宮崎支部と県会を直轄するという案については賛同する部分があり、今後検討したらどうか。

(K)

支部の在り方は、現在のままで良い。(連絡網的存在で良い)郡部は少人数で、現在でもある程度まとまっている。提案したいのは、宮崎支部の再編である。宮崎支部の活性化が、すなわち県会の活性化となる、と言っても良いのではないかと。例えば、宮崎支部内に約20人単位の班を作ると4班できるので、班長を常任理事とすれば、役員偏りが少しは解消されて、広く人材を求められる。上記が無理となれば、支部の全廃を考えても良いのではないかと。(県直轄とする)

2. 役員の数と報酬額について

(A)

基本的に現行の役員数でバランスが取れていると思うが、支部長と支部選出の理事について、改善の余地があると思う。

支部長と理事は本来立場が異なるものであるが、規模の小さな本会においては、経費節減のため兼務もやむを得ない。従って、部長理事以外の理事は全て支部長を兼務すべきである。

次に、正副会長、部長理事以外の非常勤役員の実費弁償方式による旅費日当支払いに統一すべきであると考え。

(B)

- 1、全体としては役員人数は現状でよいと思います。
- 2、各支部より理事も必要だと思います。ただ、

副会長が2名必要なのでしょうか。

3、各支部長は必要だけと、支部長会の必要性がわからないので、理事と支部長を兼ねていただき理事会で対応できないのか。

4、報酬に関しても全体的には現状のままで良いと思います。ある程度の報酬は必要だと思います。ただ、役員の退職金が必要なのか、又、理事及び綱紀委員については日当支給でもいいのではないのか。

(C)

現在の常任理事の数、会長、副会長(2)、各部長(4)、はそのままとし、各支部長は理事を兼ねる、その方が県の流れをより支部に反映しやすいと思う。当然支部長会は廃止する。役員報酬は、副会長、部長は額を一律とし、理事、監査、綱紀委員長、綱紀委員、その他の委員については廃止する。ただし、旅費、日当請求は明確にし、実費弁償とする。

(D)

役員の人数については他県の状況と比較しても突出しておらず現状でいいのではないだろうか。報酬については常任理事以外の理事、監事、綱紀委員の役員手当ては廃止して実働日当支給が良い。

(E)

役員数を減らすことについては反対です。不要な部署は無くし、今後新たに必要となる部署を創設しむしろ数を増やすべきだと考えます。報酬額に関しては一定の役員以外は給与は不要で、実働分の請求に応じることで良いと考えます。会員全員が参加することになれば、不平等感はなくなると思います。

(F)

他会を見ると、役員が少し多いように思える。副会長・常任理事を、会員の数や地域性を考慮しながら選任し、居ない支部へ理事(支部長兼任)を決めれば、1人か2人役員を減らすことができるのでは?又、理事に重きを置き、委員の数を減らす。報酬額については、定例等に出席して意見を述べる程度であれば、役員手当を減らすか、又は支部長会等と同様に、日当旅費程度でよいのでは?他の役員は現状維持でよいと思う。

(G)

(1) 役員の人数について

現在の支部単位(地区)ごとに支部長理事(若しくは地区理事)を各1名選出し連絡指導体制は継続すべき。副会長は、支部長若しくは担当部長を兼務する。(支部長と担当部長の兼務も可)これら役員人数の合理化により、支部

長会議の削減および理事会ならびに常任理事会等の効率化と経費の大幅な削減が可能となる。また、役員数の合理化を図る代わりに、専門部員を委嘱し担当部業務の効率的運用を図る。専門部員は、担当部長の近郊の会員を人選するよう努め旅費等の効率化に努める。

(2) 役員等の報酬額について

役員手当を見直し、日当との二重払いに留意する。役員退職金は廃止すべき。監事および綱紀委員、その他の委員手当は廃止。日当・旅費の支弁とする。事務所から会議所までの距離が半径30km以内の場合は旅費は支弁しない。トラバース会の補助金は廃止すべき。

(H)

絶対的に、研修の強化が急務と思われる。その為には研修部の増設が必要。役員報酬は激務を考えると最低現状維持は必要。監事以下については日当報酬で良いのでは。

(I)

役員は、会長・副会長・常任理事・監事は現状のままで、理事は各支部において1名づつ選出し支部長と兼務したらどうか。役員の報償については、現状のままで良いと思います。綱紀委員については、綱紀事件があったときに召集し、召集の都度日当及び交通費を支払ったらどうか。

(J)

修部を新設し、5部とし常任理事会8名とする。平理事・監事・綱紀委員長・綱紀委員の役員報酬は廃止して、実働日当支給。実働日当請求をこまめに積極的にして頂くようにする。役員報酬は下げない。

3. 県会と支部との役割分担について

(A)

基本的に現行の通りでよい。県会は会員の日常業務の支援や連合会やブロック協議会との連絡調整、社会情勢を見据えた組織の改廃と対外的広報活動は当然であるが、全県的問題について管区法務局や諸官庁と密接な協議を行う。また、研修会は原則として県会が主催し、参加者に諸経費の実費負担を求め、会負担の軽減を図る。支部には、効率的な情報伝達機能を持たせ各支局出張所等との協議会開催や、親睦事業の主催等会員の地域の連帯に重きを置いた活動を行うものとする。

(B)

1、情報伝達は、支部を活用できるものは今以上に役割分担をして利用してもらおう。

(C)

現在のように、研修会は原則県会主導でこない、必要に応じて支部に委託する方法を取る。支部においては、総会、法務局との打ち合わせ協議会、レクレーション等支部としての行事を計画し、支部会員の横のつながりを計っていくようにする。

(D)

連絡事項・研修会等の連絡については直接県会からホームページ及びメールによる連絡を行い、その取りまとめ等については支部が責任をもって行う。

(E)

現在のままで良いと考えます。但し、宮崎支部に関しては事実上県会の補助的機能があり、支部独自の活動もありますが一体化しても問題ないと思います。宮崎支部を仮に4グループに分けるとして、各グループから数名の役員候補を選任し、後は互選により、県会役員候補及びサポート委員(支部役員)を選任すれば良いと思います。各グループからは、2年ごとに順送り役員を数名選任すれば支部会員全員が参加することになります。ただ、グループ分けに工夫が必要でしょうか。

*研修会の企画は有料で県会主体で行う。それを各グループでサポートする。

1. 各グループは単独で自由に研修会を自費で行える。但し研修会を行う場合には他のグループの班長に通知し、参加者を促さなくてはならない。

2. 各グループは年に1回は研修会を開催しなくてはならない。

以上の定めを置けば、グループ分けを行っても支部内での不公平感は無くなると思いますし、活性化すると考えます。

(F)

支部会員の少ないところは、支部活動や役員及び委員の選任が困難となっているので、会則を改正してできるだけ委員会を減らし、県会主導で必要に応じて支部に連絡又は指示してもらうので良いのでは?

(G)

原則として、研修会等の開催は県会が直轄とし、必要な範囲で支部に業務委託する方向で考える。

(H)

財政逼迫により支部の活動は鈍化するであろうが、現状のように支部単体で対処できるような状態ではない事案が多すぎるのであれば県会の活動に重きをおくべき。

(J)

県会からの連絡事項・紙上研修・会報等は、全てHP及びメールによる連絡とし、極力郵送費等の費用をかけない方向で検討したらどうか。研修会は、県会主導で行い、場合により支部に委託したらどうか。

(K)

支部は連絡網的存在にして、県会に重きを置く。

4. 県会会費と支部交付金について

(A)

景気回復が進まない中での会費値上げは不可能であるので行わない。支部交付金については、その交付率について引き下げを検討すると共に、その支給方法についても、実績払いを原則とするべきである。(但し、実施する前に全支部でコンセンサスを得ることが必要である)

(B)

1. 県会会費は現在の会費で良いと思います。
2. 支部交付金については、財政上厳しいのであれば、支部交付金の21%を各支部で検討してもらいどの程度削減できるか試算してもらってみてはどうでしょうか。

(C)

現在の会費を考えると、支出の項目で取捨選択をしっかりとこない、切るべき物は切って、今後予想される事業への予算立てをおこなわなければならない、そこで支部交付金について、使い道、他県の交付率その他諸状況を考慮すると、この見直しが必要となりそうである。事務局を抱える都城支部においては交付金の減額は大変な痛手であるが、事務局無しの他支部の事を考えると、自助努力の道を探ることとしなければならないであろう。交付の率については議論を待つとして、支部単独事業は実施計画、予算の計上をおこない、実施後金額を交付するやり方に統一する。

(D)

会費については事件数の減少もあり経営的に大変であり、又そういった話も聞き、値上げはより一層の負担になるので上げない。支部交付金は段階的に下げていきその間に支部でも財政的な見直しが可能だと思うので最終的に10%に持っていく。

(E)

直ぐに県会会費の値上げとなると厳しいかなと思いますが、試行錯誤の上であれば値上げも止む終えないと考えます。当然、試行錯誤する時間が必要であろうことから、最低必要なもの

を支部交付金を削減することで賄うべきと考えます。

(F)

不足しているのであれば、今、皆厳しい時期なので、会費値上げではなく、交付金を下げる方向に進めてもらって、必要な範囲で研修等を行い、足りない分は支部負担とし、必要に応じて他の支部に合流をさせてもらうことでも良いと思う。

(G)

現在の支部交付金、研修会補助金および比例会費の一括交付を見直し、支部において会務に必要な行事を実施する場合は、行事計画と共に予算計上を心がけ、実施した場合に限りその経費を本会に請求出来るものとする。

(H)

事件数の減少等考慮すると会費の値上げは避けるべき。支部交付金については、削減やむなし、手取り早く捻出出来るのはこれであろうと思う。

(J)

会費の値上げは、基本的に行わないほうがいいのではないかと。支部交付金は10%程度とし、後は支部で対応したらどうか。

(K)

節約できる所は節約し、どうしても足りない状態が生じたら、支部交付金の減額もやむを得ない事だと思う。

5. 比例会費について

(A)

登記申請書調査が不可能となり、オンライン申請が現実のものとなってきているので、自己申告の信憑性が担保できなくなりつつあるが、この制度は、所得税の累進税率の思想と同様に、利益再配分と所得格差是正の意味を持つものである。このため、会員間の互恵互助の精神からも存続すべきものとする。従って、確かに現在の方法では問題は残るが、オンライン申請が普及するまでにはかなりの時間が必要と考えられるので、その間に適切な方法を検討し当分の間は現行通り存続が望ましいと考える。

(B)

現状のまま当分の間続けて、電子申請が一般的になってきたら、県会会費と一体化にするのが理想的ではないでしょうか。

(C)

この件について私見を述べると比例会費は廃止して、一般会費一本にすべきであると思う。現在の比例会費は受益者負担で仕事量の多い人

が多く払う仕組みとなっている、これはこれで先人の知恵であったと思うが、社会情勢の変化(オンラインの導入、非書士調査の廃止等)により公平な比例会費徴収に支障が出てくることが予想される今、問題を先送りするよりここで中止すべきではないかと思う。

数値的なものを並べてみると、比例会費をやめ一般会費を仮に3,000円上げるとすれば、 $3,000円 \times 12ヶ月 = 36,000円$ 、今まで払っていた比例会費の支払いを計算すると、 $72枚 \times 500円 = 36,000円$ となり、年間取り扱い事件数が72件の会員はチャラで、これより事件数の少ない人は負担増、多い人は負担減となる、会費は1ヶ月14,000円。上げ幅を2,000円とした場合は、 $2,000円 \times 12ヶ月 = 24,000円$ $48枚 \times 500円 = 24,000円$ 年間取り扱い事件数48枚がベースとなる計算、会費は1ヶ月13,000円となる。

この方法でいくと、あれこれ疑念を持つことなく、公平で、公正な会費徴収のあり方になるのではないかと思うがいかがでしょうか?基本的には会費は必要経費と思います。

(D)

会館の債務返済がある以上やはり現状のまま続ける必要があると思うオンライン申請が稼働はしていてもまだ紙ベースでの申請の方が多いため、又オンライン申請が主流になった場合でも自己申告の件数を信用して徴収する必要があると思う。

(E)

比例会費は会館建築の為に創設されたものであると聞きましたので、会館建築費の残金がある以上は調査士のモラルを信じて現行のまま問題ないと思います。但し、今後の登記申請方法の推移から考えると現行のままと言う訳にはいかないと思いますので県会会費への一本化も考える必要があると思います。確かに負担増となる会員も私を含めて出てきますが、平等な会費運営を考えると、比例会費で平等なの?と誤解してしまいます。財政に関しましては、各支部ごとに会員との協議の場を設ける必要があると思います。

(F)

会館の債務返済もあるが、一般会計と特別会計を一本化にし、会債の再発行も視野に入れ、不公平感をなくす方向で進めて欲しい。

(G)

オンライン申請の実施状況により将来的には比例会費を廃止する方向で検討する必要がある。その際には一般会費の値上げを伴う事が避けられないと思われるので、現時点で可能な限

り体質改善をすべきである。また「資料センター」を早急に立ち上げて、資料の閲覧料金を比例会費の代わりに徴収することを検討してみたいかがであろうか。今後の会館の債務返済について、また今後予想される相談センター若しくは資料センター等の開設等に際し、会館を担保に債券（会債）を発行することの是非、併せて本会の債権・債務の処理方法について深く検討する課題がありそうな気がする。

(H)

今後、会員の事件数の掌握が困難となる以上平均事件数×250円ないし300円徴収、50円で約80万円増、その代償は支部に回るが県会の強化となれば止むを得ないか。

(J)

比例会費は残すべきであり、方法については今後の検討課題である。

(K)

比例会費制度は廃止すべき。(すでに壊れつつあると思われる。)

6. 県会ホームページについて

(A)

メールとホームページの有機的な活用が必要と考える。例年比較的多額の予算を必要とする県会会報も、一部は会員各自がホームページからダウンロードして利用することで充分足りると考える。(他の県会の例では、年に一度正月号だけ印刷して発行し、他の号はホームページ会報としているところもある)但し、一部会員(特に高齢者等で対応が困難な会員に限る)の切り捨てとなるような荒治療は避けなければならないので、特殊な事情のある会員には別途救済手段を残すべきである。

(B)

- 1、理事に送るメールを一般会員にも転送してもらいたい。会員にも情報の共有が必要。
- 2、会報はホームページを利用して各自でプリントアウトで充分ではないでしょうか。
- 3、会員名簿もホームページを活用できないか。
- 4、現在の繰越金との関係があると思いますので、会員に今後の事業計画等の提示も必要になってくるのではないのでしょうか。

(C)

会員への情報伝達手段も電子メール一本でおこなうことを、19年度総会で決定する位の強い姿勢で臨まないと進まないと思います。環境整備の出来ない会員については支部長から別の手段で配信することとすれば、強制会ゆえの批判にも対応出来ると思います。会報もホームページ

上に掲載し、年1回程度保存版的なものを発行する。

(D)

基本的にはホームページとメールを活用しなければいけないがそれに対応できない会員もいるため柔軟な対応は必要である。会報もホームページに掲載し県会に冊子として残す必要があるにしても印刷機器や紙などは県会でも対応できるもので経費の削減になると思う。

(E)

急務と考えます。各会員の情報伝達手段も電子メール及びホームページの掲示等に限って良いと思います。そうすれば自ずとホームページも見る様になると思います。

(F)

情報伝達の手段はホームページ及びメールでも良いと思うが、役員に送るメール等も、一般会員に転送してもらおうと、県会の情報をある程度知ることができ、支部活動の活性化と支援にもなると思う。

(G)

時代の趨勢から考えて本会のHP開設に異論は無い。但し、通知文書については単にHPに掲載するだけでは本人に通知したことはならないと考えられるので、重要と思われる文書については、本人の希望する方法・手段を確認し希望に添って配信する必要があると考える。会費の効率的運用は大事であるが、重要な会の設立目的を見失うことの無いようお願いしたい。

(H)

通信費削減の為にはHP、メールでの伝達は不可欠であるが否定的な人がいる以上それを以って最終伝達完了とは出来ないと思う。会報もHPで良いのではないか。

(K)

県会HPの充実を計り、会員への連絡及び情報提供、会員間の情報交換の場、等々に大いに活用し、会員間の連帯意識の高揚のみならず通信費の節約にも有効と思う。

7. その他

(J)

総会は代議員制ではなく、全員参加が望ましいと思います。懇親会は毎年行うのではなく、役員改選の時に行ったらどうか。各負担金については、必要でないものは廃止すべきである。一般会計と特別会計は、現状のままが良いと思います。手帳とカレンダーの配布は、廃止したらどうか。

宮崎県土地家屋調査士会・制度財政検討委員会 報告書 (別表)

(各委員及び支部長による意見を項目別に整理し列挙したもの)

平成19年 1月26日

1. 支部の再編について (複数回答：回答者11名)

宮崎支部のみ分割して、他の支部は現状でよい	9
原則として現状のままで良い	2
直ちに再編すべき	0

〔その他個別の意見〕

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ① 今後法務局の統廃合に合わせて支部再編を検討すべき | 5 |
| ② 宮崎支部を県会の直轄にしてはどうか | 3 |
| ③ 支部統廃合議論の前に支部業務と交付金のあり方の検討必要 | 1 |
| ④ 宮崎県を北、中、南(西)の三地区に大別し、中を三区に再分割してはどうか | 1 |

2. 役員の数と報酬額について (複数回答：回答者11名)

原則として現状のままで良い	5
必要なら役員増員もやむを得ない	3
役員数を削減すべきである	2
その他	1

〔その他個別の意見〕

- | | |
|------------------------------|---|
| ① 旅費日当の支払いは明確に行い、実費弁償を徹底する | 9 |
| ② 理事、監査、綱紀 委員長、綱紀委員手当は廃止すべき | 7 |
| ③ 理事と支部長兼任を検討してはどうか(支部長会は廃止) | 5 |
| ④ 研修部の新設が必要(5部体制とする) | 3 |
| ⑤ 役職手当の額を多様化せず簡素化すべきである | 3 |
| ⑥ 役員の退職金は不要である | 2 |
| ⑦ 委員会もっと活用すべきである | 2 |
| ⑧ 副会長は2名必要か(減員を検討すべきでは) | 1 |
| ⑨ 副会長は支部長又は担当部長を兼務すべき | 1 |
| ⑩ 各部長近在の会員で適任者を専門部員として活用する | 1 |
| ⑪ 各事務所から会議場所まで30km以内の場合は旅費 0 | 1 |
| ⑫ トラバース会への補助金は廃止すべき | 1 |
| ⑬ 役員報酬は現状から下げるべきでない | 1 |

3. 県会と支部との役割分担について (複数回答：回答者11名)

〔個別の意見〕

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ① 研修会の開催は、原則として県会主催 (例外的に支部開催もある) とする | 9 |
| ② 支部機能は情報伝達を主体とする | 6 |
| ③ 研修会の参加費用は、原則有料にする | 2 |
| ④ 支部は現行どおり支局等との協議会、情報の伝達、厚生事業を実施すべき | 2 |

4. 県会会費と支部交付金について (複数回答：回答者10名)

会費値上げはせず、交付金削減で対応すべき	9
試行錯誤して検討の上なら、会費値上げもやむを得ない	1
県会会費も交付金も原則として現状のままで良い	0

〔その他個別の意見〕

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ① 支部交付金の減額が不可避であれば、各支部におろして検討すべき(時期) | 6 |
| ② 支部交付金は、事業実施を確認して補助金を交付すべき | 3 |
| ③ 支部交付金の率(現行21%)を10%程度まで減額することもやむを得ない | 2 |
| ④ 支部交付金、研修補助金の一括交付はやめる | 1 |
| ⑤ 冗費の節約を徹底すべき | 1 |
| ⑥ 冗費の節約を徹底した上なら交付金全廃もやむを得ない | 1 |

5. 比例会費について (複数回答：回答者10名)

早急に比例会費は廃止して、県会会費に一本化すべき(当然会費は値上げする)	6
電子申請が本格化するまでは原則として現状のままで良い(比例会費制度は維持)	4
その他	0

〔その他個別の意見〕

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ① 電子申請が普及一般化するまでは現行のまま、一般化したら会費に一本化する | 5 |
| ② 会館の債務返済が未了の間は比例会費制度は必要。(件数自己申告の徹底) | 3 |
| ③ 電子申請や申請書閲覧不可により比例会費制度の維持が困難なので廃止する | 2 |
| ④ 会債の再発行も視野に入れて、不公平感を無くす方向で対処すべき | 1 |
| ⑤ 一般会計と特別会計の一本化が必要 | 1 |
| ⑥ 「資料センター」を立ち上げて、利用料の徴収等を検討してみるべき | 1 |
| ⑦ 県会の債権、債務の処理方法について検討すべき | 1 |
| ⑧ 既に比例会費制度は崩壊しつつあるのでこの際廃止すべき | 1 |

6. 県会ホームページについて (複数回答：回答者11名)

〔その他個別の意見〕

- | | |
|--|---|
| ① ホームページとメールを有効活用すべきであるが、柔軟な対応と救済制度は残す | 7 |
| ② 県会会報(一部研修資料も)はホームページから各自ダウンロード印刷する方式でも良い | 5 |
| ③ 会員への情報伝達をメールに一本化すべきである(例外的救済制度は残す) | 2 |
| ④ 役員に送るメールを一般会員にも転送し情報を共有すべきである | 2 |
| ⑤ 会員名簿もホームページを活用できないか | 1 |
| ⑥ 今後の事業計画等もホームページを活用して会員に周知できないか | 1 |
| ⑦ ホームページの維持管理費を適正に予算化し、永続的なMIBALのページとすべき | 1 |

7. その他 (複数回答：回答者1名)

個別の意見

- | | |
|--|---|
| ① 総会のありかたは、代議員総会ではなく現状通り総員総会制度を維持すべき | 1 |
| ② 定時総会後の懇親会は、毎年ではなく、役員改選の年だけでも良いのでは | 1 |
| ③ 負担金について見直しを行い、不必要と判断したものは早急に廃止すべきである | 1 |
| ④ 一般会計と特別会計については、現状でよいと思う | 1 |
| ⑤ 手帳とカレンダーの全員配布は、廃止してはどうか | 1 |



平成18年度法第14条地図 作成作業の報告

宮崎支部 圖師 健一郎

会報「みやざき」第91号に掲載されました、公嘱協会宮崎支所、塩月聖児社員の報告に引き続き、今回は、私が14条地図作成作業のその後を報告させていただきます。

現在作業としては、一部立会未了を除き、参加社員の皆様の努力の末、確定測量後の1筆地面積計算が終了し、関係地権者の縦覧に移行する段階です。

「ようやく……」「いや……」という感じです。

ここからは、私が今回の14条地図作成作業に従事して感じたことを述べさせていただきます。作業途中では、「きつくて大変だ、もうやりたくない、しかし勉強になるな」と感じておりましたが、最終的には、私自身今回の14条地図作成作業に対するいろんな意味での未熟さを痛感したということでした。

作業自体は、各調査士の方が日常されている業務がメインで、そこに他の作業が付随してくるというものです。そして、各調査士の方が作成した成果を一つにまとめることの難しさを知りました。今回は、一人の社員の方に任せて、甘えていたような気がします。

私は、たまたま班長をさせて頂いたのですが、班全体の成果（データ）を一つにする為にある調査士事務所を訪れて、PCにデータを入れさせてもらったのですが、そこで、チェックの甘さを思い知りました。当然やり直しです。

しかし、それ以上に私自身情けなく思ったのが、調査士の方々のちょっとした間違い（ミス）の為に何度も何度も同じ作業を繰り返し行っている一人の社員の方の姿を目の当たりにした時でした。私たちは、ミスが判明すれば、「どこどこが間違っていたので、訂正をお願いします」

等の一言で終わらせていたのです。

その一人の社員の方が陰で相当な努力をして下さったからこそ現在にまで、ようやく辿り着いたのだなとつくづく痛感しました。

以上のような反省は、参加社員の誰もが感じられたことではないかと思えます。

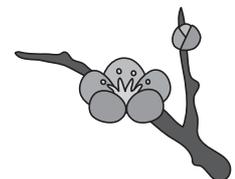
その一人の社員の方のお名前は、伏せさせていただきますが、「本当に有り難うございました」また、「完了まではよろしく願います」という気持ちです。

ただ私的には、「きつくて大変だ、もうやりたくない」等と考える前に、与えられた業務は少なくとも完璧に近づけるように実行していこうと考えます。

作業は完了に近づいてきましたが、参加社員の皆様と一緒に、今一度気を引き締めて最後まで全力を尽くしたいと思っています。

最後に今回の14条地図作成作業に従事して、得られたものを今後の調査士業務に生かしていきたいと思う次第です。

「いかに効率よく、短時間で成果をあげるか」





情報交換会の報告

宮崎支部 竹嶋 弘康

19. 1. 28 (日) 稲葉一人 行政書士会 土地家屋調査士会 司法書士会でホテルプラザにて情報交換会を行った。

ADRに対する取り組みにおける現在の状況について協議をおこなった。行政書士会の現状については、まだ、検討委員会の立ち上げを決定しただけで、本日の講演会でADRに馴染んでもらおうと考えている様子であった。昨年、日行連主催のADR研修会に宮崎会から3名が参加した様である。注目すべきは、行政書士会はADRを業務拡大ではなく、社会貢献ととらえている所である。今後、センターの立ち上げについては、単位会での立ち上げは困難であると考えているようで、他の士業と協働して行えればとの発言があった。但し、これらの意見は行政書士会の共通認識ではないようである。

我が調査士会においては、ADR設立検討委員会を立ち上げ、第1回目が行われており。ADR特別研修を受け認定調査士になっている会員が23名いる。但し、活躍の場となるセンター立ち上げに関しては予算面で苦慮しているようであるが、箱づくりより手続実施者の育成が急務であり重要であるとの発言があった。司法書士会では、東京から講師を招いて2日間研修を行ったが、ほとんど進んでいないとの発言があった。

調査士会においては、既にセンターを開設している会もある。弁護士と完全協力型であり、弁護士から見ればADRの優等生であるかもしれない。しかし、そこには多くのデメリットもある。近年、土地家屋調査士は数多くの権限を法律上取得した。

① ADR主催者 ② ADR代理権
③ 筆界特定調査員 ④ 筆界特定申請代理人
全体の形は出来上がったのだから、今何をやっている？から考える。センターの立ち上げ及び運営の苦労を理解した上で、自会の規模とあう近くの会との連携を深めることが必要である。

ADRには後先はない、常に利用者にとって良いものにしていくという柔軟性が必要である。今後は地域の特性を活かし、士業や地域の枠を超えたものを模索しても良いと考える。ゆっくりやればいい、急ぐ必要はないと思う。ADRの成功の秘訣は、会員の共通認識として、問題を裁判で解決するよりもADRで解決した方が良いと理解することである。仮に土地分筆依頼があった場合、境界の確認が困難な場合に相手方を一緒に誘ってセンターに行って自己解決(自主交渉援助型)してもらおう。そうすることで、一人で悶々と悩むことも無くなる訳です。ADRは比較的初期段階の問題を取り扱う場である。

多くの法律家によって歪曲されたものは解決するのが困難であるが、初期段階のものであれば容易ではないにしろ多少は難易度が下がると思われる。とすれば、我々が今まで行っていた問題予防的土地家屋調査士業務と何等変わりのない、むしろ成長した形ではないだろうか。ADR特別研修(裁判外裁判)を受けた会員からは嘘じゃと言われそうですが、土地家屋調査士の業務を支え、社会貢献ができるのは素晴らしい事でしょう。その為にはスリムで経費のかからない体制づくりが必要だろう。

最後に稲葉先生から小規模でも常駐者不在でもADRは可能であると考えています、とのお話を聞いて宮崎でも宮崎らしいセンターを立ち上げる事が出来れば良いな～と思いました。司法制度改革の最終段階で資格制度の見直しが行われるそうです。多くの権限を取得したとしても、それを使わなければ、見直しにより無くなってしまうこともある。と言うお話でした。今後、我々に与えられ得た多くの権限について会員間で話し合う場を設ける必要があると感じました。以上、参加者の発言を私個人の解釈でレポートにしてみました。誤った解釈があった場合には申し訳ありません。

以上



九州ブロック青年調査士会議 (仮称) に参加して

宮崎支部 田村 さち

今の社会は情報社会といわれています。土地家屋調査士の未来を考えていく上でも様々な情報というのは必要不可欠です。平成19年2月10日に九州各県の情報を共有しようと若手会員による意見交換会が開かれました。

本会議では特にADRと不動産調査報告書について意見交換がなされました。

本県でも様々な研修が常日頃行われておりますが、その都度私自身の勉強・情報不足を痛感しており、何か得られるものがあればこの度参加しました。若輩者で大変恐縮ですが、その時の内容を報告させていただきます。

1. 土地家屋調査士の現状と問題

社会情勢の変化に伴い法改正や新制度の導入等、土地家屋調査士業界に限らず激動の時代に直面しています。各県共に手探り状態であり、これから先どうすべきか模索を重ねている状態のようです。

一方、研修の頻度や内容の難易度の違い等、地域格差があるという問題があります。逆にそういった格差が原因で、同じ内容の研修を行っても理解が困難な場合もあり、全国一斉に行われるオンライン申請への移行に対して懸念を抱いている会もありました。

2. 筆界特定制度、ADR、認定調査士、不動産調査報告書等について

九州では福岡・鹿児島がADRセンターを立ち上げています。実際活動する中で、相談業務と異なりADRでは専門的なアドバイスをいつすべきなのかが非常に難しく、調停のやり方について再検討しているそうです。また、運営において収支上大きな問題があるとの報告がありました。

不動産調査報告書は、その役割に対して各地域に考え方の違いがありました。登記のためだ

けのものか、第三者への報告資料としてのものかといった2通りが挙げられました。加えてこの不動産調査報告書には、必要性の説明が不足していた点、分かりにくさがある点が指摘されました。

3. 問題解決に向けて

ADRに関しては、お客様に対する調停としての認識が不足しているため、もっと公に宣伝する必要があること、会員のトレーニングを徹底して行うことが重要です。また、成立報酬や皆の理解を得る等、運営方法を考える必要があります。

不動産調査報告書に関しては、法務局・土地家屋調査士共に前もって入念に準備をし、実際に自分で書いてみるのが大切なようです。

一人一人が各新制度に対して理解を深め、他会・他士業と連携することが求められています。本会議では具体的に、業務補助のネットワーク作りがある等という他会の事例を聞くことが出来ました。

4. 今後について、青年調査士会について

青年調査士会は、福岡、熊本、鹿児島の3県にあります。本県には現在ありませんが、情報を共有する場として、年に一度新人研修と併せて意見交換会を開いていきたいとの要望がありました。

また、常日頃から意見交換が可能なようにML(メーリングリスト)の作成を行いました。

今回参加してみて、非常に勉強になることが多く、大変有意義な時間を過ごしたと感じております。何よりも他県の方々とお話させていただくことができ、嬉しく思いました。

これからの自分の情報に対する姿勢を見つめ直し、知ることの大切さを改めて実感いたしました。

年男・年女に聞く



主夫入門

宮崎支部 定 和 孝

(昭和22年生)

「お父さん今日もボンカレーね。」保育園児の子供達のこの言葉は胸に響きました。約27年前のことです。母の葬儀が忙しく無理がきたのか妻が入院することになり、7日間子供に料理を造ってあげなければならなくなりました。1日目は焼き肉、2日目はカレーと計画しましたが、あとは覚えていませんがボンカレーだったのでしょう。

それから買い物は一緒に行き精肉鮮魚の鮮度を勉強したつもりです。

しかし、料理を作ることはなかなか覚えませんでした。1日でも妻が寝込むとさっぱりです。最近子供も離れましたので、家内が寝込んだ時のことを考えると炊事洗濯は一応出来るようにしておかないと思っています。お父さんのための料理入門の本を読んでいますがかかなかです。今まで気に止めなかったのですがテレビで料理番組が結構あります。手の込んだのは拒否反応が起こります。今のところみそ汁、鍋物が難しくなく結構なお味(自己満足)です。以前はゴルフが趣味だったのですが、運動系が出来なくなつたので家庭料理に変更しようと思っています。毎日食べる食事は生きていくエネルギーであり以前お袋が口養生と言っていた意味がこの年になって分かってきました。

今年で私は還暦です。私たちは国民年金で老後の年金が気になります。老後は二人で貰っても足り無いでしょう。まして二人揃って貰えるのは私が71歳からです。妻は後数年も年金を掛けなければなりません。同じ年齢が良かったかなと思う今日この頃です。また、何時どちらが寝込むかわからない年齢になってきました。二

人であっちこっちが痛いと言っている毎日ですが、少しでも周りに迷惑を掛けないようにと思っています。

折しも、1月29日の朝日新聞の記事によりますと、「老後に夫と暮らすと妻の死亡する確率が約2倍に高まるが、夫は妻がいると半分以下になる。妻に先立たれると夫は身の回りのことを助けてくれる存在を失い、逆に死ぬ危険性が高まる。」とあります。還暦を機に主夫初級者は身の回りのことは自分で出来るように努力中です。女房のお荷物にならないようにしなければ。合掌



都城支部 茶木 久敏

(昭和22年生)

昨年5月に14年間共に暮らした我が家の愛犬(シーザー)を亡くした。昨年は私の前厄の年でもあったので、私の厄を一身に背負って、旅立って行ってしまったのだらうと思い丁重に葬ってやった。事務所にいつも連れてきていたので今でも一抹の寂しさがある。

最近友人から定年退職等でのあいさつ状をしばしばもらう。ある友は2年前に美術教師を早期退職し今は晴耕雨読で仏像彫刻に励み又ある友は剛柔流空手道からさらに日本古来の古武術の研究実践をしさらに教室まで開いたり、又ある友は自然薯(山いも)の有機栽培をしたり、又ある友はお坊さんになる為に西本願寺の通信教育を受けたり……と誠に皆それぞれ自分の新たな目標をみつけて第2の人生の出発をしようとしている。

それに比べて自分には一体この先何があるのだろうかと思うと茫然自失である。

生まれも育ちも団塊世代の私はいのしし年生まれ(昭和22年)の還暦である。いまだに自分にこの年令が

せまっていたとは信じられない。

40才して惑わずだが未だに惑惑としている。趣味らしい趣味も特別今はないに等しい。40才～50才にかけては霧島山系九州山脈山系の山登りに精出したが今ではもうあまり行かないし、自宅の畑で季節の野菜を作るのが関の山である。つい最近妻に誘われてある陶房で、どんぶり茶碗を作って焼いたが、これも今ひとつピンと来ない。最近「……症候群」というのが流行っているがさしずめ自分の事を言わせてもらえば青い鳥症候群という病名に近いものだと思う。つまり一つの事に集中できず、もっと何か他に“いい事”があるはずだとしょっちゅう迷っている症状である。

今後とも会員の皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。



回 想

宮崎支部 吉田 昌叙

(昭和34年生)

年男…この4月で48歳を迎える。…もうそんな歳になったかとの原稿依頼を請け、あらためてその年月の早さ、自分の重ねた歳に驚いてしまう。自分がこの48年どんな人生を歩んできたか…。

初めて年男と呼ばれた12歳、それまでの人生は『遊』の一言で表せると思う。川南町に育った私は、自然と豚・牛と戯れ、近所の仲間といろんな遊びを思いつき毎日が発見ひらめきであり、日が暮れるまで遊んだ。思い出すだけで心が温かくなるような私の少年時代である。

それから次の年男と呼ばれるまでの12年とはという『我欲』ではなかったか。子どもと大人の狭間で背伸びばかりしていた頃・・・思い出すと苦笑いさえ出てくる。親を悩ませたのもこの時期だったに違いない。それでもこの12年間の経験はこれまでの人生において一番貴重なものであったといえると思う。

そして3度目の年男と呼ばれた時、それまでの12年はまさに私にとって『実』である。この

職に就き、独立、人生の伴侶を得、親にもなった。小さい『実』ではあるが、私の現在をしかりと支えてくれている。

そして4度目の年男と呼ばれる今年、この12年はどうであったか……。子どもの成長に伴い倍速で過ぎたように感じる。そのなかかつては反発もしてきた親の気持ちがすこしずつ自分にも身にしみてわかるようになってきた。仕事においても今まで迷いもしなかったところで悩み考えるようになり親としても調査士としても自分自身の『成長』の周期だったように思う。

さて次に年男となる時、それは還暦の年である。この時、それまでを振り返り自分は何を思うだろう。充実？悔い？…できることなら『安』でありたいと願ってしまうのはかなり贅沢であろうか。それとも…いやいや、あまり先々を思うまい。とりあえず明日のために今日を生きていこう！そうしよう！還暦まではあと12年もあるのだから…。



美孔ちゃんの誕生日

延岡支部 常盤 泰司

(昭和34年生)

家族写真2度目の登場の延岡支部常盤です。前回は、ちょうど12年前結婚報告みたいな内容だったと思います。今回はその後の経過報告といった所でしょうか。前列左から長女真由(10歳)私に似て内気でのんびりした性格です。三女美孔(1歳)甘えん坊ですぐ泣きます。次女早紀(9歳)早産で生まれたのに身長は姉さんと同じで双子みたいです。(長女が小さいだけ?)母親に似て負けん気が強いです。後ろに控えているのが妻の朱美さん(年齢不詳)です、お肌の曲がり角を迎えました。そして私はカメラマンなのでお見せできないのが残念ですが、「立派なメタボです。」ではまた12年後お会いしましょう！



新入会員紹介



都城支部 定益 通正

調査士業を始めましたのは、昭和52年1月5日でした。北九州市小倉の地で何の人脈もなくポツンと開業しました。試験は5年がかりでやっとやっと合格した途端に北九州で150名程の調査士さんが活動営業されてました。そんな中で調査士として生きていくのかと思いました。実父は百万都市北九州法務局長、実姉が司法書士、実弟が不動産業を営んでおりました。色々と北九州業界の事は判りました。しかし、自分の力で築きあげていくとの思いが、「土地家屋調査士 定益通正 北九州にあり」との思いで寝る間もないぐらいに頑張りました。土地家屋調査士 定益通正を北九州の方々に知ってもらう斗いでした。その努力のお陰で従業員25名まで盛えていきました。社員旅行も28名でハワイ、ロス、メキシコと10日間の旅行をしました。留守中は、元女性社員がいちずに守ってくれました。まだまだ皆を世界へ連れていくぞと思ってました。しかし、果たせずバブル崩壊の嵐が突入して夢果せずに終わりました。

家内を郵便局を辞めてもらい平成14年頃は二人で働きました。この頃が一番楽でした。そんな状況の中、養子先の義母を毎年の事でしたが平成16年5月に様子伺いに行きました。今回だけは義母はひどすぎました。

82才。教育者であり世間では上品な背の高い美人と云われた義母がやぶの中をはっているのです。後ろを見ると足がたたないといってやぶの中を必死ではっているのです。私は思いました。「今度こそ、帰って面倒を看らんといかん」乙房に帰っても仕事は1件もないだろう。小倉で半年程整理して、うしろ髪を引かれるような思いで平成16年11月1日に帰ってきました。今

も小倉の友が訪ねて来てくれます。ありがたいです。小倉からは遠い乙房です。家内の母も、島根で一人住んでましたので乙房に連れてまいりました86才です。一応、看板をだすかと思ひ、平成18年8月1日に登録を受け看板をだしました。8ヶ月近くになりますはまだ仕事1件もないです。又、小倉開業時の燃えるような積極性、情熱も今消え失せてます。家内は平成16年11月16日より帰りましたその月に、郵便局でラッキーにも働いています。まだ50才働け働け。調査士程いい仕事は無いと思ってました小倉の時代。最近、都城に帰りましてから調査士の仕事は、年寄りがついていけない制度、年寄りを辞めさせていく制度、そんな悲しい話を伺いますが、時の移りでしょうか。お互い年のとるのに配慮も必要。以上。



延岡支部 小田 真丈

平成18年8月に登録しました小田真丈と申します。父の友人でもあった今は亡き甲斐潤二先生のご助言により、土地家屋調査士の仕事に興味を持ち、資格を取ることを決意しました。そして、平成16年度の試験に8回目の挑戦で何とかギリギリで合格することができました。受験勉強をしながら他業界で働いていたということもあり開業することについてとても不安もありましたが、先輩方の暖かい励ましやアドバイスにより無事に開業することができました。偏に先輩方のご指導、ご支援の賜と深く感謝いたしております。

早いもので開業して半年、仕事も順調にと言いたいところなのですが、実際はというと開業はしたものの仕事が全くない状態ですので、先輩方のお手伝いをさせていただきながら貴重な実務の勉強をさせてもらっています。試験勉強

と実務の違いに戸惑うことばかりですが、一日、一日がとても充実しておりこの仕事に就けたことの喜びを日々、感じています。

調査士試験に合格するまでに8年、この業界で食べていけるようになるまでに10年以上掛かるのかもしれませんが、自分が好きで就いた職業ですので夢と希望を忘れずにがんばっていきたいと思っています。名前ばかりの調査士で、まだまだ先輩方には遠く及びませんが、一日でも早く先輩方のような信用、信頼される調査士になれる様、努力して参りますのでこれからもご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。



都城支部 谷本 伴彰

今年の2月1日に登録させていただきました谷本伴彰と申します。補助者の経験が半年ほどしかなく、まだまだ分からないことばかりですので、諸先輩方にはご指導を仰ぐことが多々あるかと思いますが、何卒よろしくお願いいたします。

私は四国の高知県で生まれ香川県で育ちました。今回、宮崎県の都城市で開業するようになった経緯を簡単に申しますと、遡ること5年前、司法書士の勉強をしていた兄の誘いで調査士を目指すようになり、平成17年にめでたく、とうか運良く兄弟揃って試験に合格することができました。ところで兄はずっと以前に仕事の都合で宮崎に移転し、こちらの環境をいたく気に入り開業先も地元の都城市でと決めていたようで、合同事務所を開くなら私が宮崎に来る必要がありました。当初、妻と幼い子供3人を連れて全く知らない土地でやっていけるのかと非常に不安でしたが、いろいろ悩んだ末、新しい仕事にチャレンジするのだから新しい環境でスタートするのも悪くないと思い、生まれ変わった気持ちで引っ越して参りました。

今はこの決定が正しかったと思っています。と言いますのも、先日参加しました新人研修では似たような環境の多くの仲間と出会い大いに励

まされ、また誇りを持って語る講師の方々の熱い思いに触れ業務に対する意識も大きく変わりました。調査士を取り巻く環境の大きな変化の中にあって自分がこれから調査士として何に取組み、どうあるべきかしっかりと道筋を示してくださったと感謝しております。研修でいただいた新たな認識と新たな出会いにより今まで抱いていた不安は消え自分が目指すべき調査士像をはっきりと捉えることができました。これからは先輩の方々が今まで築き上げられた調査士としての社会的信用を落とすことなく日々知識と技術の向上に励みたいと思います。

亥年生まれの会員

昭和10年	佐土原 賤 夫 (都城)
	河 野 頼 勝 (宮崎)
昭和22年	定 和 孝 (宮崎)
	岩 切 誠 一 (宮崎)
	河 野 俊 治 (宮崎)
	税 田 義 己 (日南)
	坂 元 健 二 (宮崎)
	川 口 伊三男 (小林)
	松 浦 正 展 (宮崎)
	山 永 一 彦 (延岡)
	佐 山 武 廣 (宮崎)
	稲 葉 博 (延岡)
	小 西 俊 一 (宮崎)
	佐 藤 忠 男 (延岡)
昭和34年	菊 坂 孝 章 (宮崎)
	魚 矢 隆 文 (都城)
	吉 田 昌 叙 (宮崎)
	茶 木 久 敏 (都城)
	金 丸 敏 雄 (宮崎)
	常 盤 泰 司 (延岡)
	佐 藤 守 三 (宮崎)

「は か る」

私たちは「はかる」ことを生業としている。
距離・角度を測り、辺長を計り、面積を量っている。
このコーナーでは、「はかる」ことにまつわる色々な話題を紹介したいと思う。

今回の「はかる」は長さの単位、「メートル」についてです。

「メートル」はギリシャ語で『測る』を意味する。自動車などのスピードメーターの「メーター」もこれを語源としている。長さだけでなく、面積や体積の基準でもあるのが、メートル。アメリカのようにかたくなにマイルやインチ、ヤードを長さの単位としている国もあるが、ほぼ世界共通といっていい長さの単位がメートルだ。自分の身長が何メートル何センチかは誰もが知っているし、1キロメートルといえば、どれくらいの距離かも、だいたい把握して生活している。

メートルという長さの単位の歴史は意外と新しく、フランスで決められて200年くらいである。日本では長いあいだ、尺（しゃく）を単位としていたが、それと同じように、世界中いたるところにさまざまな単位があった。だが、交通が発達し、貿易が活発になるにつれて、共通の単位が必要となる。そこで、世界中の人が納得できる単位として考え出されたのが、子午線の半分、つまり北極から赤道までの距離の1,000万分の1を、「1メートル」としよう、ということになった。さて、そう決まったはいいが、北極と赤道の間の距離など、誰も測ったことがない。といって、実際に北極点まで行き、まっすぐ南下して測ることは不可能。そこで、三角測量のお出ましとなる。選ばれたのは、フランス北岸の港町ダンケルクと、スペインのバルセロナの間である。ところが、ここは山岳地帯なので、測量に6年もかかってしまった。それでも、ついに、北極から赤道までの距離が分かり、その1,000万分の1がどれくらいの長さなのか

が分かったのである。1799年、その長さの白金製の「メートル原器」が作られた。これが、1メートルとなったのである。

さて北極点から赤道までは1,000万メートル、のはずであった。ところが、現代の測量技術で測ってみたら、1,000万2,288メートル。2キロメートル以上も誤差があったのである。「北極点から赤道までの距離の1,000万分の1」が1メートルであることを優先させるのであれば、ほんの少しではあるが、メートル原器のほうを長くして、きっかり1,000万メートルにしなければならない。だがそういう方法はとらなかった。メートルの定義を変更したのである。1983年、国際度量衡総会で決まった新たな1メートルの定義は、光が進む距離をベースに決められた。すなわち、「1秒の299,792,458分の1の時間に光が真空中を伝わる行程の長さ」。とか???

これでより精度が高まることになったらしいのですが…私達にはちょっと夢がなくなったような感じがしませんか。

余談ですが、我が家の「メートル原器」も少し短く補正を要する。たしか結婚前、母ちゃんが告知した自分の身長。どーも私の目測からしてサバを読んでいる。間違いない。いまさら白状しろと言うほどの問題でもなし、「メートル原器」の修正さえすりゃ、まーるく収まることなんですけど…しかしである。俺ってなーんか、もうここへんから母ちゃんに、計られ？ ン図られ？ ン謀られ？ イヤだまされてたアァァー

スタッフ紹介

このコーナーでは、いつも私たちの業務をかたわらで支えていただいているスタッフの方々にシリーズでご紹介させていただきます。

東京から26年たって



日南支部
落丸 事務所
落丸 節子

昭和55年に、夫の両親が病気になり、看病のために夫も私も将来の夢や計画を変更し、東京から夫の実家である日南に引っ越してきました。日南は風光明媚で暖かく、環境もよくゆったりとした町という印象がありましたので、少々退屈かなと思っていましたが、夫が事務所を開設すると、仕事の手伝い、義父母の看病、子育て、自動車教習場通いと体がもう一つあったらいいのと思う毎日でした。

事務所では、タイプライターに向かい申請書を作ったり、帳簿をつけることでしたが、苦手なものばかりで、ミスをしては叱られ、仕事の厳しさを仕込まれました。

新参者にすぐに仕事の依頼はありませんでしたが、いったん仕事をうけると、夫にとって残業は当たり前、時計の針も12時を回ることもたびたびでした。その頃私はまだ車の免許を取得していませんでしたから、5歳の息子と家に帰ることもできず、夫の残業に付き合うことになり、いつしか事務所には鍋、釜、茶碗を持ち込み、子供の寝床は机の上ということもありました。「お父さん、家族のことも考えて！」…

当時は不満もいっぱいでしたが、振り返ってみれば懐かしい思い出です。これから時代の変化に対応していくには、柔軟性や努力が必要になってくるかもしれません。夫婦で支えあっていければと思っています。

トラバース会報告

財務部 富田 美利

第32回県会トラバース会が平成19年2月3日に、梅で有名な新富町座論梅ゴルフクラブ場で開催された。朝のうち今年一番の冷え込みで、氷点下を記録する寒い日であったが、快晴で最高のゴルフ日よりであった。県内各地から寒さなどものともせず、ゴルフ好きの精鋭たち23人が集まった。

会長挨拶、写真撮影のあと、インとアウトに別れてスタートした。

独り言「去年はゴルフ一回もせんかったな。クラブを持つのも1年半ぶりやし、今朝バック開けてみたらカビがはえちゃったがよ。手袋どまカバカパで指がはいらんど。今日はどうげなるかしらん。やいやいやや同伴者は優勝候補やがね。あーあ。まっいいか」と思いながら緊張の第1打。バシッ「おっ！当たったがよ。ほー。良かった」こんな感じのスタートだった。座論梅ゴルフクラブは歴史があり、アップダウンのある難しいコースである。特にこの日は、朝のうちグリーンに一部氷が張っておりスルスル滑る、早いなの、皆さんパターに苦しんだようである。カップの位置も難しい所にきってあるホールがあり、3パットいや4パットもあった。名手である県北のダブルSさんたちもスコアメイクに苦しんだようである。

そんな中、優勝したのは宮崎支部で清武の猪と言われる井上洋之氏であった。インはそこそこのスコアであったが、何があったか、二日酔いだったのか、まだ寝ていたのか、どういう訳かアウトは39で回ったようである。ダブルベリアのハンディもそれなりについて、強豪を押さえて見事優勝。おめでとうございました。さぞ打ち上げで飲んだビールの味は格別であったであろう。

成績は下記のとおりである。下位者の成績も

公表しようと思ったが、根強い反対意見があり、自分も入りそうだったので今回は見送ることにした。もっと練習してゴルフしなさいということ付け加えておく。

なお新富町は鳥インフルエンザで大変な時でしたが、被害が一刻も早く回復することを祈っております。担当であった日向支部の皆様、特にゴルフはしないのに朝早く受け付けをしていただいた支部長さん、また応援をいただいた宮崎支部の役員さん、本当にありがとうございました。おかげさまで盛りあがった大会になりました。また来年度も開催できるように、たくさんの方の参加をお待ちしております。皆様お疲れ様でした。

氏名	OUT	IN	グロス	ネット
優勝 井上洋之 (宮崎支部)	39	46	85	70.6
2位 工藤義信 (日南支部)	39	39	78	70.8
3位 土屋洋二 (都城支部)	44	48	92	71.6
4位 小田英記 (日向支部)	47	48	95	72.2
5位 藤井克彦 (延岡支部)	46	40	86	72.8
ドラゴン 佐藤金夫 植木和美 井上洋之				
工藤義信 蓑原照光				
ニアピン 湯地達也 栄木房子 佐藤金夫				
井上洋之 酒井 弘				
ベストグロス 工藤義信				



会 務 報 告

11. 30	木	綱紀委員会	松元委員長他 4名
12. 1	金	苦情相談小委員会	上田支部長ほか
4	月	調査士試験合格証交付式	法務局 松浦会長出席
4	月	広報部会	会報編集
8	金	第1回相談センター設立検討委員会	松崎委員長他 4名
18	月	法務省民事二課長来宮	松浦会長、鎌田副会長
21	木	六士会協議会	六士会無料相談の反省
21	木	綱紀委員会	付託事件の協議
19年 1. 14	日	第4回九B会長会	松浦会長 東京(～15日)
15	月	第2回全国会長会	松浦会長 東京(～16日)
19	金	第3回理事会	調査報告書について
19	金	税理士会賀詞交歓会	松浦会長
26	金	第4回制度財政検討委員会	河野委員長他 9名
26	金	広報部会	編集会議
28	日	新春講演会	行政書士会主催
28	日	第2回ADR特別研修基礎研修	鹿児島市 6名受講
2. 2	金	県会トラバースゴルフ大会	座論梅ゴルフクラブ 23名参加
3	土	業務部会	第3回研修会について
9	金	臨時理事会	役員報酬の減額について
10	土	九B新人研修会	新入会員 4名参加 福岡市
10	土	土九B第5回会長会	松浦会長 福岡市

第3回理事会議事

日 時 平成19年 1月19日(金) 午後 1時30分
議 事

- (1) 第1. 2回全国会長会報告
93条調査報告書と街区基準点使用願いについての協議がほとんどであった。
- (2) 調査報告書について
4月1日から新様式に変更となっているが2月24日、25日の全国担当者会同において確定となるため、3月2日に研修会を実施し会員へ周知徹底をはかる。
- (3) 制度財政検討委員会の報告
第3回まで会議を終了し、26日にまとめを出す予定である。支部再編から、役員報酬の削減まで幅広く検討してもらった。
- (4) 街区基準点使用願いについて
各県会が包括申請をして1ヶ月ごとに結果を報告するようにする予定。
- (5) 選挙監理委員の選定及び今後の日程について
今年度の総会は役員改選の時期であるので下記の委員を選任した。

宮崎 武藤幸二 坂元健二 斉藤義幸
延岡 高木幹彦

小林 押川三郎

日程については総会開催日より遡って調整をする。

- (6) 研修会開催について
93条調査報告書の様式が確定することにより3月2日(金)JAアズムホールにおいて記載方法の研修会を開催する。
- (7) 次年度事業計画と予算案作成について
1月末までに各部の次年度の事業計画及び予算を立案して財務部長に提出すること。予算の削減も視野に入れた計画にすること。
- (8) 会員名簿について
現在4校目であるのでできあがりは2月中旬以降になると説明した。
- (9) その他
地域慣習等の調査、資料センター、研修部の設置、会債の件、について協議された。相談センターについては設立検討委員会による審議の結果を実現できるようにする。運転資金をどのようにするか。
県会HPをリニューアルして委託管理を計画。公益法人会計の導入、関連する会計ソフトの購入を計画する。

編 集 後 記

いざなぎ景気をこえてゆるやかな景気の拡大が続いているというが全く実感がない。それどころか仕事は徐々に減ってきていて私達資格業に対して社会が見る目はますます厳しくなっていて業務がますますやりにくくなってきている。

以前は現場に5回足を運べば終了していたが今では10回でも終了しない。少し説明すればすぐにもらえていた筆界確認書も何度足を運んでも印を押してもらえない。図面は2、3種類作ればよかったものが、今は何種類も作り、航空写真まで利用しなければならなくなった。なにかこの仕事に夢や希望がもてなくなっている。息子が将来「お父さんの仕事を一緒にやる。調査士になる。」と目を輝かせて言った時に喜んで良いのだろうか。「他の仕事を探せ。」というのもむなし。妻と子供にだけはつらい思いをさせたくないが生活は苦しくなるばかり。…

暗いことばかり書いたが、それでも調査士をやっているのは、登記行政には調査士が絶対に必要であり、依頼人からしかられながらも公平に筆界の探求をして社会に貢献しているのだという思いだけである。今からもますます必要な資格であるという事は間違いないし、今後の私達の行動によりそれをより確かなものになりたい。

しかし、唯一誇りにしてきた他士業にない公平さにしても、ADRや筆界特定制度が始まった今ではそれも使い分けが必要になってくる。

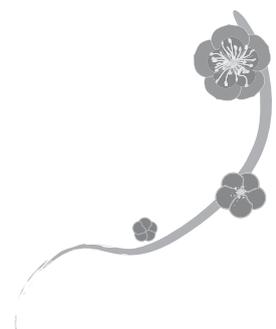
読売新聞に気になる文章があったので、少し長いが引用させて頂く。

【少年の父親は、神仏に歌をささげる祭文語りをしていた。稼ぎは知れている。親類から借金をし、中学の修学旅行に行かせてくれた。少年の家には意外に金があるらしいと評判になった。少年はこの噂が嫌でたまらない。◆作文に

書いた。「次第にくやしくなって、涙が出ることがたびたびある。江一君や敏雄君の家がうらやましくなる。二人の家は銭がないということがはっきりわかるからだ。」◆ありのままの貧しさよりも偽りの豊かさが恥ずかしい…。(略)いつもこの時期この少年の言葉を読み返す。◆能登の貧しい小作の家に生まれた歌人のせつない夢の覚めぎわを詠んだ一首がある。「少年貧時のかなしみは烙印のごときかなや夢さめてなほなみだ溢れ出づ」子供ごろに家の貧窮がつらくないはずはない◆それでも作文の少年がありのままの貧しさを見てほしいと願ったのは、報われずとも額に汗して働き、足らずともつましいやりくりをする父の背中に貴いものを感じていたからだろう。】

いつも苦勞をかけている妻や子はどんなふうに調査士を思っているのだろうか。

あなただけはこの道のりをわかってくれる。



TRY NEXT TRY NEXT

多種多様化する測量業務に対し、
高精度・作業時間短縮によるコスト削減を実現することで、
生産効率のUPをお手伝いいたします。

レンタルも実施中!

高精度衛星測量システム



- ・地籍測量
 - ・街区基準点測量
 - ・登記基準点測量
 - ・変位計測
- 各種測量業務における、生産性の効率化をUPできるGPSシステム



『測る、量る、計る』の事業で土地家屋調査士業務のソリューション・パートナー企業を目指します。

Hisanaga

TOPCON SOKKIA

測量機器 宮崎県代理店
販売、レンタル、修理、点検、校正

測量CADシステム・測量機
各種試験機・計測器・製図機
OA機器、パソコン、デジタルカメラ

株式会社 久永



(株)久永は
ISO9001:2000を
測量機器の修理・校正を
対象に認証取得しています。

宮崎支店 宮崎市祇園3-173

Tel 0985-27-1101

延岡営業所 延岡市大瀬町2-1-2

Tel 0982-31-0259

<http://www.kk-hisanaga.com> E-mail hisanaga@bz01.plala.or.jp



夢を、光技術とデジタルで



測量ソフト：福井コンピュータ・ウチダデータ

測量機械：トプコン・ライカ

設計用紙：桜井・きもと

境界杭：サンボリ・リプロ

株式会社 小川度量衡金庫店

□ 宮崎本社 宮崎市昭和町82番地1 TEL(0985)-22-8234 FAX(0985)-29-9213

□ 都城支店 都城市下川東1丁目12-1 TEL(0986)-22-0155 FAX(0986)-25-5731



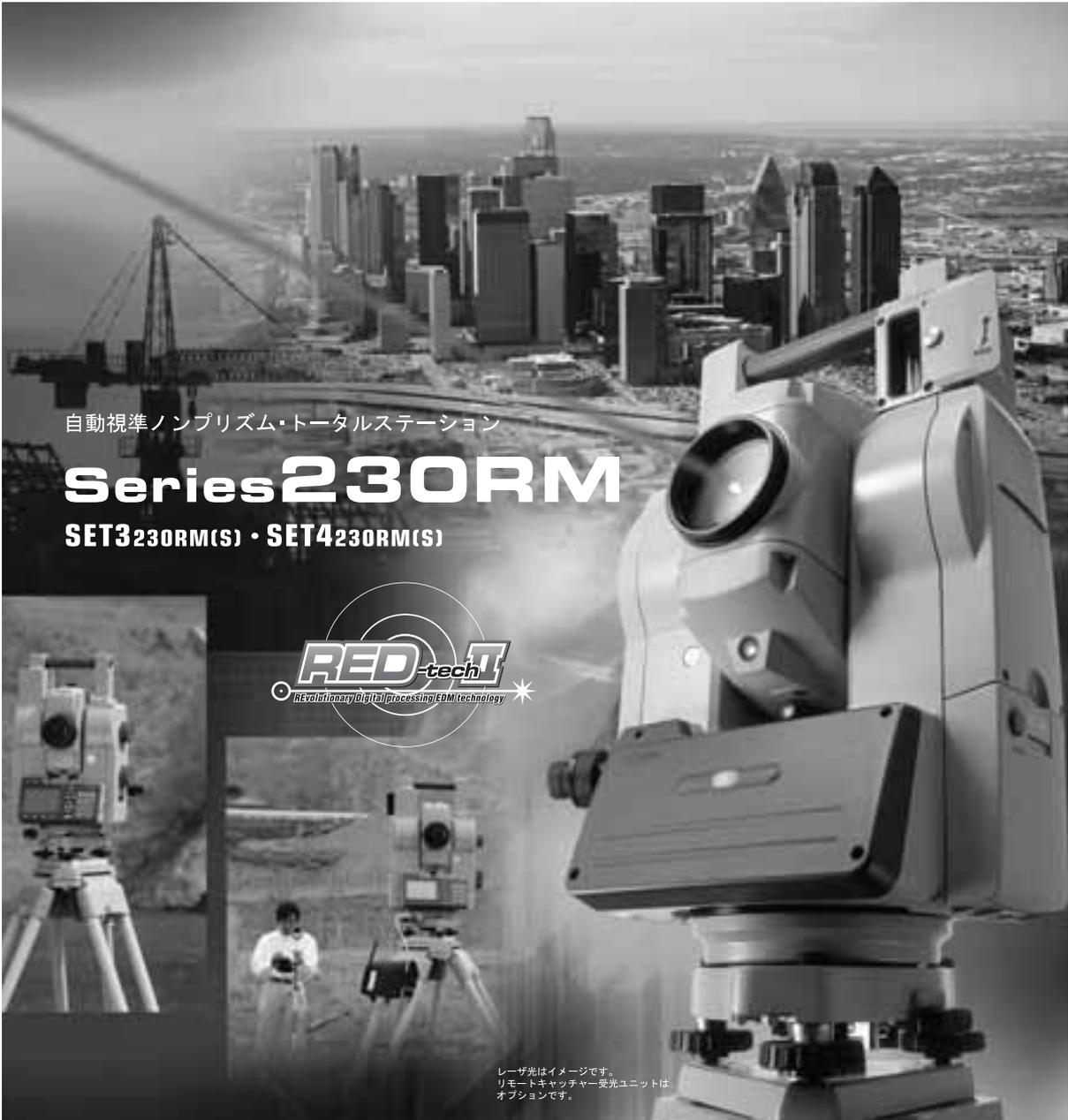
美しい仕上がりに真心をこめてお客様へお届けします。

タイプ・タイプオフ・伝票・チラシ・その他印刷全般

宮崎市田代町 265 - 2

TEL 28 - 4353

FAX 31 - 1430



ノンプリズムでも、自動視準でも。 この1台がマルチに対応。

新次元・ノンプリズム光波距離計 RED-tech II EDM と自動視準機能を一体化。あらゆる測量ニーズにこたえるトータルステーションです。

- ノンプリズム測定は、30cmから350mまでの超ワイドレンジをピンポイントに。
- 自動視準機能で、高精度な観測を実現。自動対回機能を使えば、より一層観測精度が向上します。
- さらにリモートキャッチャーとの組み合わせで、プリズム側からトータルステーションを完全コントロール。

株式会社 ソキア販売 東京都世田谷区用賀2-31-7 〒158-0097
TEL 03-6684-0846 FAX 03-6684-0941

<input type="checkbox"/> 北海道 011-611-3441	<input type="checkbox"/> 東北 022-257-3466	<input type="checkbox"/> 東京 03-3708-4911	<input type="checkbox"/> 東関東 047-309-7370
<input type="checkbox"/> 新潟 025-243-8238	<input type="checkbox"/> 名古屋 052-777-8877	<input type="checkbox"/> 浜松 053-460-1051	<input type="checkbox"/> 高山 076-494-1300
<input type="checkbox"/> 金沢 076-292-2792	<input type="checkbox"/> 大阪 06-6302-3931	<input type="checkbox"/> 四国 089-970-8158	<input type="checkbox"/> 広島 082-230-8111
<input type="checkbox"/> 松江 0852-31-4300	<input type="checkbox"/> 山口 083-972-1212	<input type="checkbox"/> 福岡 092-472-3559	
<input type="checkbox"/> 熊本 096-365-3789	<input type="checkbox"/> 大分 097-556-6596	<input type="checkbox"/> 沖縄 098-877-7007	

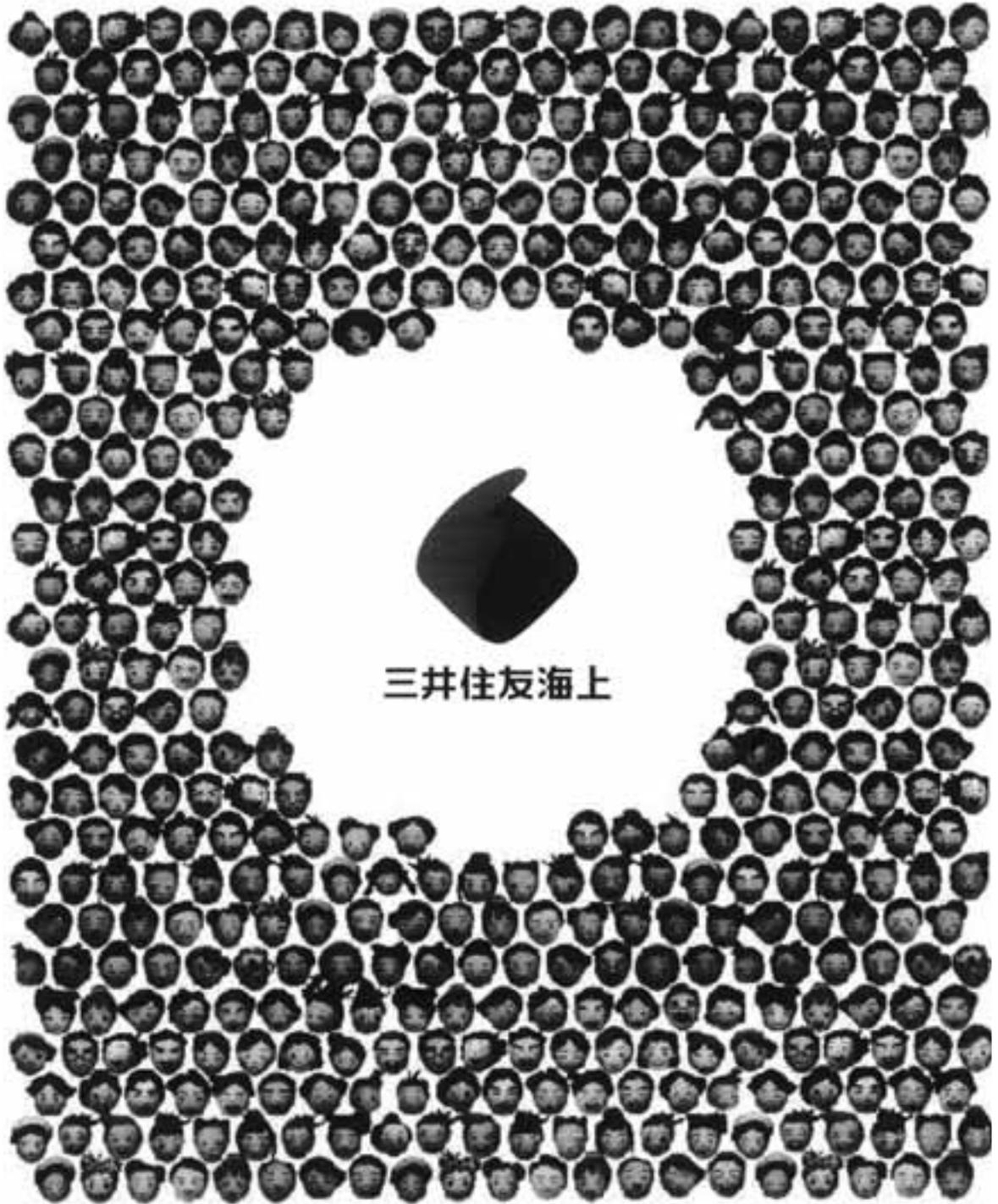
©2005 SOKKIA CO., LTD.



SOKKIA

www.sokkia.co.jp 株式会社 ソキア

ひとりひとりに、最高品質の安心を。



www.ms-ins.com 三井住友海上火災保険株式会社

日本土地家屋調査士会連合会 共済会各種保険取扱

○ 職 業 賠 償 責 任 保 険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなければならないときに役立ちます。

○ 測 量 機 器 総 合 保 険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

○ 団 体 扱 自 動 車 保 険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店
有限会社桐栄サービス

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階
TEL 03-5977-0070 FAX 03-5977-0070

(有)クロキシシステム販売は信頼メーカー商品で
土地家屋調査士業務を支援します。

Network Land Surveyor's System

ウイングネオ

WingNeo



調査士エディション



アイサンテクノロジー株式会社

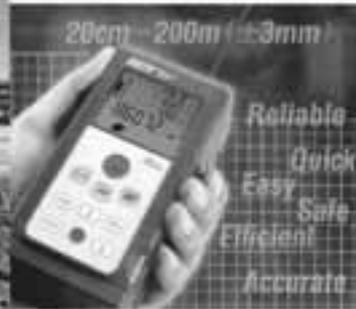
ATWAIS

土地家屋調査士業務統合支援システム



この国の測量シーンを、先進テクノロジーでリード。
すべての現場にライカのソリューションを。

Leica
Geosystems



充電24V大容量3.0Ah
ニッケル水素電池パック採用

■各種真鍮プレート

駆付タイプ

1穴タイプ

2穴タイプ



■各種アルミプレート

駆付タイプ

1穴タイプ

2穴タイプ



■各種真鍮・アルミクリアー



■プラスチック係り板
カールシリーズ



GIA機器・CADシステム・DTPシステム
クロキシシステム販売

宮崎市大塚町乱橋4564-3
TEL(0985)51-5172
FAX(0985)51-5641

オフィスのトータルプランナー

複写機 OA機器 販売・保守
スチール・オフィス什器 販売



RICOH

ネットワーク対応 デジタルフルカラー複合機

imagio
MP C3000



東洋事務器株式会社

代表取締役 吉野正広

本社/
宮崎市柳丸町158番地
TEL(0985)25-8870代
FAX(0985)25-3298

国富支店
東諸県郡国富町大字宮王丸
TEL(0985)75-2928代
FAX(0985)75-4739

元気No.1

企業を目指します。

品質 ISO 9001 認証取得 環境 ISO 14001 認証取得

創造と開拓の心で 情報サービス業を目指します。



Printing



DTP



Multimedia



Design

あらゆる印刷物を取り扱っております。

パンフレット・カタログ・チラシ・ポスター・メニュー・リーフレット・取扱説明書・ポップ
DM・ハガキ・シール・名刺・封筒・ラベル・ロゴ制作・トレース・画像取り込み・画像編集
画像切り抜き・テキスト打ち・バナー広告(FLASH、アニメーションGIF等)・HTMLに
よるリンク形式のマニュアル、印刷物等・PDFによるデジタル印刷物・新聞・本・記念誌
自費出版・アルバム・PDF等のデジタル出版物。



株式
会社

文昌堂

印刷・出版・企画デザイン・ホームページ作成

●本社／都城市東町18街区1号 TEL 0986-22-1121 FAX 0986-25-6408

●宮崎営業所／宮崎市東大淀一丁目1番16 ライトコート115号 TEL 0985-51-0566

URL <http://www.bunsho.co.jp>